

地方消費税（県税）

国の税金である消費税と同様に、商品やサービスの料金にかかります。

◆納める人

国内取引	製造、卸、小売、サービス等の事業者
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る者

（注）保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

◆納める額

区 分		税 率	
		標準税率	軽減税率
地方消費税		2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
参 考	消費税	7.8%	6.24%
	合計	10%	8%

（注）軽減税率の対象となるのは、酒類及び外食等を除く飲食物品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞です。

◎地方消費税率の引上げ

急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するために、平成26年4月から消費税、地方消費税率が8%に、令和元年10月からは10%に引き上げられました。

◎引上げ分の地方消費税収入の使途の明確化

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含みます。）については、社会保障4経費（※）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます。）に要する経費に充てられます。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

◆申告と納税

- 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納めます。
- 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納めます。

◆都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が、最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

◆市町村への交付

県へ納められた地方消費税（清算後）の2分の1に相当する額は、人口比率などにより県内の市町村に交付されます。